

平成31年第1回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成31年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 議席の一部変更	3
	(5) 会議録署名議員の指名	4
	(6) 会期の決定	4
	(7) 承認第1号、議案第1号ないし第7号、同意第1号ないし第3号の提出	4
	(8) 提案理由の説明	4
	(9) 承認第1号の説明、採決	6
	(10) 議案第1号及び第2号の説明、採決	7
	(11) 議案第3号の説明、採決	9
	(12) 議案第4号の説明、採決	10
	(13) 議案第5号ないし第7号の説明、採決	11
	(14) 同意第1号の説明、採決	17
	(15) 同意第2号の説明、採決	17
	(16) 同意第3号の説明、採決	18
	(17) 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	19
	(18) 閉会及び閉議の宣告	20

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成31年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年1月18日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- (1) 日 時 平成31年2月18日(月)午後2時00分
- (2) 場 所 杉妻会館 3階 「百合」

## 2 招集年月日

平成31年2月18日

## 3 招集の場所

杉妻会館 3階 「百合」

## 4 会議の時刻

平成31年2月18日 午後2時05分開会、午後3時11分開会

## 5 応招議員

4番 須田博行君	5番 添田勝幸君	6番 前後公君
7番 宮田秀利君	9番 目黒章三郎君	10番 米山光喜君
11番 渡辺由紀雄君	13番 片平秀雄君	14番 古川庄平君
15番 下山田和雄君	16番 菊地正文君	

## 6 不応招議員

1番 品川萬里君	2番 清水敏男君	3番 遠藤忠一君
8番 菅野典雄君	12番 大和田博君	

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡浩君	会計管理者	佐藤博美君
事務局長	熊坂俊則君	事務局次長	町島斉君
総務課長	新関明君	業務課長	二階堂恵一君

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 承認第 1 号、議案第 1 号ないし第 7 号、同意第 1 号ないし第 3 号の提出
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議案第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 号 福島県市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 13 議案第 5 号 平成 30 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 6 号 平成 31 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 15 議案第 7 号 平成 31 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- 日程第 17 同意第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 日程第 19 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**議長（目黒 章三郎君）** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「平成31年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 萬里 君、清水 敏男 君、遠藤 忠一 君、菅野 典雄 君、大和田 博 君、より欠席の届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時05分)

### (2) 諸般の報告

**議長（目黒 章三郎君）** 日程第1「諸般の報告」を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成30年6月27日に亡くなられた馬場 有 君の欠員に伴い、平成30年7月12日告示の補欠選挙が執行され菅野 典雄 君が当選されました。

平成30年9月18日に加藤 幸一 君が任期満了となりました。

これにより、平成30年9月7日告示の補欠選挙が執行され宮田 秀利 君が当選されました。

平成30年11月30日付けで本多 勝実 君が辞職されました。

これにより、平成30年12月14日告示の補欠選挙が執行され渡辺 由紀雄 君が当選されました。

### (3) 議席の指定

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された宮田 秀利 君の議席を7番、菅野 典雄 君の議席を8番、渡辺 由紀雄 君の議席を11番に指定します。

### (4) 議席の一部変更

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第3「議席の一部変更」を行ないます。

今回新たに当選された渡辺 由紀雄 君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席の一部を変更します。

大和田 博 君の議席を11番に、渡辺 由紀雄 君の議席を12番にそれぞれ変更します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

変更した議席は、お手元に配付しております変更議席表のとおりです。

この際、議席の移動をお願いします。

(議席の移動)

(5) 会議録署名議員の指名

議長(目黒 章三郎君) 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に7番 宮田 秀利 君、14番 古川 庄平 君を指名いたします。

(6) 会期の決定

議長(目黒 章三郎君) 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

今回、本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(目黒 章三郎君) 異議なしでありますので、よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(7) 承認第1号、議案第1号ないし第7号、同意第1号ないし第3号の提出

議長(目黒 章三郎君) 次に、日程第6「承認第1号、議案第1号ないし第7号、同意第1号ないし第3号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(8) 提案理由の説明

議長(目黒 章三郎君) 次に、日程第7「提案理由の説明」を行います。

「承認第1号、議案第1号ないし第7号、同意第1号ないし第3号」を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(木幡 浩君) 本日、ここに、平成31年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、承認事項が1件、条例に係る議案が3件、市町村総合事務組合に関する議決案件が1件、平成30年度補正予算に係る議案が1件、平成31年度当初予算に係る議案が2件、特別職の選任に係る同意案件が3件の、合わせて11件であります。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は施行より11年が経過いたしました。この間、構成市町村のご協力の下、適正な運営により、75歳以上の医療保険として定着してきたものと考えております。

一方、急速な高齢化や医療の高度化に伴い、医療給付費が増加しており、国においては、国民皆保険制度の維持と持続可能な医療保険制度を構築するための取り組みが進められております。

このような中、昨年4月の診療報酬改定では全体でマイナス改定が行われたほか、被保険

者に対しては、負担能力等に応じた負担を求める観点から高額療養費の自己負担限度額の引き上げや段階的に保険料軽減特例制度の見直しが実施されているところであります。

本広域連合といたしましては、このような見直しが被保険者の負担に直接結びつくものであることから、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して丁寧な説明に努めてまいります。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

従来から実施しております医療機関からの請求内容の点検や被保険者に対する医療費のお知らせの通知に加え、交通事故等による第三者行為被害届出の勧奨やジェネリック医薬品の使用促進、はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の受領委任制度導入による医療費の適正化に努めて参りたいと考えております。

次に、健康増進の取り組みについて申し上げます。

国では、平成32年4月から市町村において保健事業と介護予防事業を一体的に実施することとし準備を進めております。

一体的実施にあたっては、広域連合と構成市町村が連携を図ることが重要であるとの認識の下、レセプトデータや健診結果の提供を行うほか、補助事業の新設などにより財政的な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、昨年度に策定した「第2期保健事業実施計画」に基づき、高齢者の特性を踏まえた様々な保健事業に取り組んでおりますが、今後は特に加齢に伴うフレイル対策事業や生活習慣病の重症化予防事業は、要介護状態への進行を防止し、在宅で自立した生活を続けられるよう、更なる充実を図って参りたいと考えております。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について関係規定を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の時間外勤務時間のうち、60時間を超えた時間について手当を割増して支給することを明らかにするなど、所要の改正を行う条例案を提出するものであります。

議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、長時間労働を是正する等のため、所要の改正を行う条例案を提出するものであります。

議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減特例措置の見直しに伴い、均等割額の9割軽減と8.5割軽減のそれぞれの措置を廃止し、9割軽減措置については平成31年10月から、8.5割軽減措置については平成32年10月から本則の7割軽

減とするものです。

また、一方で5割軽減と2割軽減の対象者について拡大するなど、所要の改正を行う条例案を提出するものであります。

議案第4号 福島県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法の改正に伴い、福島県市町村総合事務組合の監査委員の選任方法等について規約の変更を行うため、提出するものであります。

議案第5号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、療養給付費等の減により歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ59億8,787万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,414億281万2千円とするものであります。

議案第6号 平成31年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を前年比2億7,115万8千円減となる、8億8,385万3千円とするものであります。

議案第7号 平成31年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、前年比12億4,414万千円減となる2,390億5,487万2千円とするものであります。

同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについては、前任の高橋 宣博 副広域連合長が平成30年9月29日に任期満了となったことから、後任の副広域連合長の選任の同意を求めるものであります。

同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについては、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものであります。

同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについては、広域連合議会議員のうちから選任した監査委員が辞職したことから、後任の監査委員の選任の同意を求めるものであります。

以上、11件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 承認第1号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第8「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

お手元の平成31年第1回定例会の議案と右肩の方の資料1とあります説明資料をご準備願います。

まず定例会議案書の1ページ2ページをお開き願います。

専決処分の承認を求めることについての専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります、地方自治法の規定により、



平成30年7月31日付けで専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

資料1の議案説明資料の1ページをお開き願います。

A4番横になります。

改正の趣旨であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、同施行令の規定を引用します。当広域連合の後期高齢者医療に関する条例の関係部分を整理するため、所要の改正を行ったものであります。

改正の内容であります。条例第17条第1項第1号の2中で「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改めるものであります。

この規定は、保険料均等割の9割軽減に係る所得基準であります。内容に変わりはない。国の施行令に条ずれが生じたことによるものであります。

施行日は、平成30年8月1日であります。

2ページが新旧対照表になります。

承認第1号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、承認第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 承認第1号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

#### (10) 議案第1号及び第2号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第9「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び、日程第10「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** まず議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案書では3ページから4ページまでとなっておりますが、議案説明資料のほうでご説

明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

まず、改正の趣旨であります。正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた場合に手当の割増支給を行う等のため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容であります。⑴ 1箇月当たりの時間外勤務時間のうち60時間を超えた時間について、ア 1時間当たりの時間外勤務手当の割合を100分の150とするものです。

特に深夜時間帯は100分の175といたします。

次に、さらに、週休日の振替や4時間の割り振り変更など同一週外の振替により勤務した時間が60時間を超えた場合に1時間当たりの割合を100分の50とするものです。

⑵ としまして、その他文言の整理を行うものであります。

施行日は、平成31年4月1日であります。

なお、4ページから5ページまでが新旧対照表となっております。

以上が、議案第1号の説明でございます。

次に、議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案書では5ページから7ページまでとなっております。こちらにつきましても、議案の説明資料のほうで説明させていただきます。

6ページをお開きください。

まず、改正の趣旨であります。国の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、長時間労働を是正するため、時間外勤務命令の上限設定の措置を講ずるほか、1箇月について60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、手当の割増支給に代えまして代休時間を指定できることとする等のため、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容であります。⑴ 時間外勤務を命ずるときであっても、上限時間の設定や事後的な分析・検証を義務付けるなどにより長時間労働の是正の措置を講じるものであります。

ひとつ飛ばしまして⑶ 1箇月について60時間を超える時間外勤務を行った職員について、時間外勤務手当の支給に代わる措置としまして、代休時間を指定することができることとあります。

⑷ その他文言の整理を行うものであります。

施行日は、平成31年4月1日であります。

なお、7ページから8ページまでが新旧対照表でございます。

議案第1号及び第2号の説明は以上です。

ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、議案第1号及び第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 次に討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 採決いたします。

議案第1号及び第2号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

#### (11) 議案第3号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第11「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書では8ページから10ページまでとなりますが、議案説明は同じく議案説明資料で説明させていただきます。

説明資料の9ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨であります。所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減措置の一部見直し等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容であります。低所得者に対する均等割額の軽減につきましては、国の財政措置によりまして特例で上乘せして軽減されておりましたが、この特例措置の見直しに伴い改正するものであります。

1 低所得者に対する均等割額の軽減について平成31年10月以降は、7割軽減となります。

2 8. 5割軽減措置については、平成32年10月に7割軽減となります。

軽減特例措置を見直す一方で、3になります。均等割額軽減の所得基準について、軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減に係る所得基準を引き上げるものであります。

4 その他文言の整理を行うものであります。

施行日は、平成31年4月1日でございます。

なお、10ページから12ページまでが新旧対照表となっております。

議案第3号の説明は以上です。

ご審議の程よろしく願いいたします。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、議案第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** 採決いたします。

議案第3号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

## (12) 議案第4号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第12「議案第4号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 議案第4号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明をいたします。

議案書では11ページから12ページまでとなりますが、議案説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の13ページをお開きください。

まず、主な内容のその他の3をご覧いただきたいと思います。

本広域連合の議員、公務上又は通勤に対する災害に対する補償事務を共同処理するため、福島県市町村総合事務組合に加入しております。

改正の趣旨ですが

改正の趣旨ですが、「地方自治法の改正」に伴い、監査制度が強化されたことに伴い、監査委員の選任方法等の福島県市町村総合事務組合の規約について所要の変更を行うため、本議会の議決を得るものであります。

2の一部事務組合の規約を変更する場合の手続であります。地方自治法第286条及び第290条により、関係地方自治体の議会の議決を得てする協議により定める県知事の許可を得ることとなっております。

1の規約変更の主な内容であります。 (1) 監査委員の定数を3人から2人とし、監査委員の構成を識見委員1人、議選委員1人とするものであります。

これまで議選委員のみだったものを識見委員を1人任命するということとなります。

(3) としまして監査委員の任期は、識見委員は4年、議選委員は議員の任期とするものです。

(4) その他文言の整理を行うものであります。

なお、14ページが新旧対照表となっております。

議案第4号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

**議長(目黒 章三郎君)** 議案第4号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** 討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** 採決いたします。

議案第4号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

### (13) 議案第5号ないし第7号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第13「議案第5号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第14「議案第6号 平成31年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、及び、日程第15「議案第7号 平成31年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** まず、議案第5号 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

議案書は、別冊になっております「平成30年度特別会計補正予算書」(特別会計第2号)になります。

議案書の1ページをお開き願います。

第1条補正予算は、歳入歳出の補正で歳入歳出それぞれ59億8,787万1千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,414億0,281万2千円とするものであります。

補正の内容につきましては、定例会議案説明資料(資料1)のほうで説明をさせていただきます。

資料の15ページの方をお開き願います。

15ページが歳入、次の16ページが歳出予算の一覧表となっております。

まず16ページをご覧ください。

はじめに歳出につきまして款毎に説明をさせていただきます。

単位は千円単位となります。

表の右から3列目の第2号補正額という欄をご覧くださいと思います。

第1款 総務費、1億4,300万円余の減であります。

電算処理費の標準システム機器更改業務委託に係る契約の請差による委託料が減となったものによるものです。

次に第2款 保険給付費合計で41億円余の減ですが、療養給付費などの給付見込みの減などによる補正であります。

給付見込みの減の主な要因としまして、昨年4月の診療報酬改定により、薬の価格が大

大きく減額となったことなどによるものにとらえております。

主な補正の内容としまして、1項 療養諸費が1目 療養給付費、これは医科歯科入院外来及び調剤などに係る療養の給付費ですが、合計で38億2,300万円余の減、次の2項 高額療養諸費 3億円余減額するものであります。

次に第4款 保健事業費は、保健事業費に係る事業費確定により減額するものであります。

次に第6款 諸支出金は、平成29年度の療養給付費に係る市町村負担金が確定したことにより、市町村への償還金として5,700万円程を追加するものであります。

次に第7款 予備費は、今回の補正に伴い保険料等予備費及び共通経費予備費の追加するものであります。

次に歳入についてご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

歳入の補正は、主に歳出の保険給付費の見込みに伴うものでございます。

主な補正内容としまして、まず第1款 市町村支出金 4億5,500万円余の減、内訳としまして、1目 保険料等負担金のうち後期高齢者医療保険料が、一人当たり所得額見込みの減等によりまして1億8,400万円余の減、2目 療養給付費負担金が歳出の保険給付費の減に伴って2億7,500万円余の減額するものであります。

次に第2款 国庫支出金37億円余の減であります。1項 国庫負担金、1目 療養給付費負担金が保険給付費の減額に伴いまして10億8,000万円余の減、2項 国庫補助金は、1目 調整交付金及び2目 後期高齢者補助金の国の交付額決定等により、合わせて26億2,000万円余を減額するものであります。

次に第3款 県支出金は、保険給付費の減等に伴う療養給付費負担金の減等により計3億5,000万円余を減額するものであります。

次に第4款 支払基金交付金、これは現役世代からの保険給付費に対する支援金であります。同様に保険給付費の減により14億4,500万円余の減額するものであります。

次に第9款 諸収入、第3項 雑入、第1目 交通事故等、第三者の加害行為により給付した医療給付を加害者に求償する第三者納付金の減などによりまして合わせて3,400万円余を減額するものであります。

議案第5号の説明につきましては以上でございます。

次に、議案第6号 平成31年度の一般会計予算についてご説明いたします。

議案書は、別冊の平成31年度一般会計並びに特別会計予算書となります。

議案書の1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億8,385万3千円と定めるものであります。

予算書は2ページから11ページまでとなりますが、議案説明資料の方でご説明いたします。

説明資料の17ページ、A3版横のカラーのページになりますがこちらの方をご覧ください。

ページ左側は一般会計、右側は特別会計、それぞれの会計の項目別の予算額と構成比を示してございます。

左側、一般会計の歳入は、市町村から共通経費として納付されます分担金及び負担金が、8億5,300万円余で、約97%を占めております。

歳出につきましては、民生費が7億8,300万円余で約89%を占めているところでございます。

次に18ページのA3版縦の資料をご覧ください。

上段の表が歳入になります。

下の表が歳出でございます。

まず、一般会計の歳入について、主なものについてご説明いたします。

表の右から4列目といたしますが、中行の左側になりますがH31当初予算額①という欄をご覧くださいと思います。

第1款 分担金及び負担金8億5,300万円余は、構成市町村からの共通経費負担金で、前年度より2億6,600万円余の減となっております。

減の要因としましては、先ほどご説明しました標準システムの機器更改の事業が終了したこと等によるものでございます。

次に、第2款 財産収入は市町村からの派遣職員が公舎に入居する際の家賃自己負担分でございます。

次に、第4款 繰越金が2,900万円余、第5款 諸収入は、預金利子及び臨時職員等の社会保険料納付金預かり分でございます。

続きまして歳出であります。まず第1款 議会費103万円余は、議員16名の報酬等であります。

次に、第2款 総務費8億9,000円余であります。1項 総務管理費、1目 一般管理費のうち派遣職員人件費等7,300万円余は、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の人件費等負担金であります。

次に、第3款 民生費は前年度より2億7,000万円余減の7億8,300万円余です。

1項 社会福祉費、1目 老人福祉費、細目 後期高齢者医療事業の特別会計事務費等繰出金6億4,600万円余は、特別会計で執行します事業費に充てるため一般会計からの繰出金であります。

歳入で説明いたしました標準システムの機器更改事業が完了したことにより、2億7,000万円余、減となったものであります。

次にその下の、細目 派遣職員人件費等1億3,600万円余は、業務課職員16名及び非常勤職員2名分の人件費等で、保健事業を推進するため新たに嘱託の保健師を雇用すること等によりまして前年度より増となっております。

経費の節減を図るとともに、適切な事業運営を実施して参りたいと考えております。

議案第6号の説明は以上でございます。

次に、議案第7号 平成31年度の後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

別冊 平成31年度一般会計並びに特別会計予算書の方でご説明させていただきますので13ページをお開き願います。

まず、第1条歳入歳出予算の総額であります。それぞれ2,390億5,487万2千円と定めるものであります。

次に、第2条一時借入金の額であります。最高額を180億円と定めるものであります。

この額は保険給付費のヶ月分に相当する金額でございます。

次に、第3条歳出予算の流用であります。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内の流用ができるものとするものであります。

予算は14ページから29ページまで記載してございますが、議案説明資料で説明させていただきます。

19ページをお開きください。

19ページは特別会計予算の歳入の一覧表、次の20ページは歳出の一覧表となっております。

次に、21ページをご覧ください。と思います。

標題が特別会計における財政の概要となっているものですが、特別会計の歳入歳出予算をまとめたものでございますので、この資料を用いましてご説明いたします。

ページ中央のグラフ、歳入の歳出の予算構成を示しております。

左が歳入、右が歳出でございます。

グラフの上に記載しておりますが特別会計予算額は、歳入歳出、それぞれ、2,390億5,000万円余で、これは前年度当初予算額より約12億円余減となっているものです。

先に、右側の歳出についてご説明申し上げます。

グラフ青色の部分になりますが、保険給付費が合計で2,357億8,200万円余で歳出全体の98.6%を占めております。

前年度より1,000万円余の増、ほぼ横ばいとなっております。

診療報酬のマイナス改定、入院時の食事代の自己負担分の増に伴います給付額の減等により、1人当たりの給付費が減となっていることによりまして、被保険者自体の数は増加するものの、給付費の総額としてはほぼ横ばいとなるものでございます。

主な給付についてご説明いたします。

右側の囲みの部分になりますが、表題部分が青色になっております保険給付費の枠をご覧ください。

まず、療養給付費①～④の合計になりますが、2,249億7,400万円余で、前年度より2億9,000万円程減となっております。

主な内訳でございますが、医科・歯科、調剤にかかる療養の給付費でございますが、199億8,200万円余、本人の窓口負担分を除いた医療機関等へ支払う給付分でありまして、前年度より3億5,000万円程の増となっております。

②入院時食事・生活療養費27億7,400万円余は、標準負担額を超えた部分の現物給付で、前年度より6億5,000万円余の減となっております。

負担の見直しにより自己負担分が増となったことにより、その分給付が減となったものでございます。

④補装具、柔道整復、はり灸あん摩マッサージなどの療養費であります。22億



1, 700万円余でございます。

次に、その下の在宅療養されている方の訪問看護療養費が7億1,300万円余、前年度と比較しまして7,000万円程の増となっております。

地域包括ケアシステムの構築などによりまして入院から在宅への流れが進んでいるものと考えております。

このほか高額療養費が前年度より2億2,000万円余増の84億7,900万円余、一番下の葬祭費が1件あたり5万円で9億2,700万円余となっております。

次にその下の枠のその他の支出ですが、特別高額医療費共同事業拠出金7,000万円程になりますが、400万円を超える著しく高額な医療費が発生した際、交付金が交付される共同事業がございます。

それへの拠出金等でございます。

次に、保健事業費が7億6,000万円余、前年度より1億8,000万円余の増であります。本日、追加資料として机に置かせていただきました資料「平成31年度主な新規事業をご覧ください」と思います。

A4版1枚の資料になりますが平成31年度につきましては新たに実施する保健事業を記載しております。

フレイル予防としての低栄養・過体重予防指導事業、重複多量服薬などの適正服薬相談事業、市町村の保健事業の取組みに対するインセンティブ交付金市町村支援事業等財政面での支援事業などを実施してまいりたいと考えております。

次に、総務費7億2,800万円余は、標準システムの機器更改事業の完了によりまして2億4,000万円余の減となっております。

③、④の事業によりまして、適正な医療給付を図るためのジェネリック医薬品使用促進事業、レセプトの二次点検、第三者行為求償事業、市町村が行います長寿・健康づくり事業への支援を実施して参りたいと考えております。

次に、諸支出金3,900万円余は、被保険者の資格喪失に伴う保険料還付に要する費用などでございます。

次に、予備費としまして、見込みを超える給付費の対応などの財源としまして、16億7,000万円余を計上するものあります。

次に歳入についてご説明いたします。

左側のグラフをご覧くださいと思います。

まず、グラフの上からオレンジ、黄色の部分になりますが、国の普通調整交付金及び国・県・市町村の定率負担金からなる公費負担としまして、その割合が47.9%、次に、緑の部分、現役世代からの支援金として支払基金から交付される交付金が39.5%、以下、被保険者が負担する保険料、軽減にかかる公費補てんも含めまして8.5%、高額療養費に対する支援など、その他が4.1%となっております。

左側の説明の囲み欄をご覧くださいと思います。

各表題の色はグラフの色と対応しております。

まず、オレンジ色の国の普通調整交付金212億8,300万円余、普通調整交付金は、広域連合間における被保険者にかかる所得の格差による財政の不均衡を調整するため交付さ

れる交付金で、療養給付費等の減によりまして、前年度より1億5,000万円余の減となっております。

次に、黄色の国・県・市町村が定率で負担する療養給付費等負担金であります。同様に療養給付費等の減によりまして、国庫負担金は、去年より9,000万円余減の558億5,700万円、その下の県負担金、市町村負担金は同額で、前年度より3,000万円余減の、それぞれ186億円余でございます。

国、県、市町村の負担割合につきましては記載のとおりでございます。

次に、緑の歳入の約4割を占めます支払基金交付金が944億2,400万円、支援の対象となる現役並み被保険者の給付費、特に入院ですがこれの増により、前年度より2億2,000万円程の増となったところであります。

次に、水色保険料は、前年度より6億8,000万円余の増の151億5,700万円余になります。

増の要因としまして、被保険者数の増や軽減特例の見直しによるものでございます。

次に、青の保険料の公費補てん52億7,600万円余は、低所得者等の保険料軽減分及び本則に上乘せした特例軽減分について、県、市町村、国により補填されるもので、軽減特例の年度途中での一部廃止により前年度より6億1,000万円余の減となっております。

次に、ピンクの高額医療費に対する支援としまして、19億4,600万円余、内訳としまして、レセプト1件あたり80万円以上の高額療養費負担金が18億9,400万円余、共同事業により400万円を超える医療費が発生した場合に交付される記載の交付金につきましては5,200万円余であります。

次に、紫色になりますが原発事故に係る財政支援でございます。

原発事故による被保険者の保険料の減免、及び窓口での一部負担金の免除分の費用が国から補填されるものありますが、30億1,200万円余であります。

次に、繰越金31億9,700万円余ですが、平成30年度からの繰越金で平成31度の保険料上昇抑制財源等に活用するものであります。

次に、うぐいす色、財政安定化基金交付金は、見込み以上に療養給付費が増えた場合の財政リスク等に備え、国、県、広域連合で3分の1ずつ拠出している基金からの交付金で、存目計上です。

この基金からの交付金についてはこれまで交付を受けたことはございません。

次に、その他の収入16億6,100万円余は、健康診査事業に係る市町村負担金及び国補助金、並びに一般会計からの繰入金等でございます。

最後になりますが22ページをご覧いただきたいと思っております。

平成30年度から33年度に実施いたします医療費適正化事業レセプトの二次点検業務にかかる債務負担行為に関する調書になります。

限度額1億6,500万円に対し、30年度は入札のみにより支出はありませんが、31年度以降1,867万5,000円の支出を予定しております。

以上、各予算につきましては、適正に執行するとともに、効率的、効果的に事業を実施してまいります。

以上が、議案第5号、6号、7号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し

上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、議案第5号ないし第7号の質疑を行います。  
質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** これより、討論に入ります。  
討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 採決いたします。  
議案第5号ないし第7号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号ないし第7号は、原案のとおり可決されました。

#### (14) 同意第1号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第16「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副  
広域連合長の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選  
任の同意を求めることについてであります。

資料は説明資料の23ページになります。

前任の高橋 宣博 副広域連合長が平成30年9月29日辞任し、現在、空席となっ  
ておりますことから、後任といたしまして 高橋 宣博 氏を適任と認め、選任を行うもので  
あります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** これより、同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連  
合長の選任の同意を求めることについてを直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

同意第1号 高橋 宣博 君の副広域連合長選任に同意することに、ご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 高橋 宣博 君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

#### (15) 同意第2号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第17「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監  
査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてであります。

説明資料24ページになります。

識見を有する者のうちから選出の松野 孝司 監査委員が平成31年3月31日で任期満了となるのに伴い、後任といたしまして天野 次宣 氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** これより、同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてを直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

同意第2号 天野 次宣 君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 天野 次宣 君の監査委員選任に同意することに決しました。

#### (16) 同意第3号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第18「同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてであります。

説明資料の25ページになります。

広域連合協議会議員から選出の大和田 博 監査委員の辞職により、現在、空席となっておりますことから、後任といたしまして渡辺 由紀雄 氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** これより、同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてを直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、渡辺 由紀雄 君の退席を求めます。

（渡辺 由紀雄 君 退室）

**議長（目黒 章三郎君）** これより採決を行います。

同意第3号 渡辺 由紀雄 君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 渡辺 由紀雄 君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで、渡辺 由紀雄 君の入室を認めます。

（渡辺 由紀雄 君 入室）

**議長（目黒 章三郎君）** 渡辺 由紀雄 君の監査委員選任は同意となりましたのでお知らせいたします。

#### (17) 福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第19「福島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

選挙管理委員会委員には、お手元に配付してあります名簿のとおり議長より指名いたします。

黒澤 勝利 君、菊地 恵和 君、齋藤 弘 君、後藤 寅一 君、以上の方を指名します。

ただいま議長が指名しました方を委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました黒澤 勝利 君、菊地 恵和 君、齋藤 弘 君、後藤 寅一 君、以上の方が委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、お手元に配付しております名簿のとおり議長より指名します。

小熊 敬子 君、遠藤 順子 君、木村 正義 君、武像 鐵夫 君、以上の方を指名します。

ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** 以上の方が補充員に当選されました。

なお、補充につきましては、黒澤 勝利 君の補充は小熊 敬子 君、菊地 恵和 君の補充は遠藤 順子 君、齋藤 弘 君の補充は木村 正義 君、後藤 寅一 君の補充は武像 鐵夫 君とし、これが困難な場合は指名の順といたします。

(18) 閉会及び閉議の宣告

議長（目黒 章三郎君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、平成31年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時11分)